

（はじめに）

すべての問題文の条件設定において、特に断りのない限り、他に特殊な事情がないものとします。また、各問題の選択枝における条件設定は独立したものと考え、同一問題内における他の選択枝には影響しないものとします。

特に日時の指定のない限り、2018年1月1日現在で施行されている法律等に基づいて解答しなさい。

解答は、選択枝ア～エの中から1つ選びなさい。

### 問1

ア～エを比較して、著作物に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 本名ではないペンネームで発表した作品であっても、著作物として保護される。
- イ 法人が職務著作に係る著作物を利用する場合、その著作物を創作した従業者の許諾を得る必要はない。
- ウ 出版権者は、他人に対し、その出版権の目的である著作物の複製を許諾することができる場合がある。
- エ 実演家の許諾を得て実演が録音又は録画された映画の著作物を、映画の著作物として複製する場合は、実演家の許諾を得る必要がある。

### 問2

ア～エを比較して、職務発明に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 職務発明は、従業者、法人の役員、国家公務員又は地方公務員がした発明である。
- イ 職務発明は、その発明をするに至った行為が、使用者における従業者の現在又は将来の職務に属するものである。
- ウ 職務発明は、使用者、法人、国又は地方公共団体の業務範囲に属する発明である。
- エ 使用者は、職務発明について法定通常実施権を有する場合がある。

### 問3

ア～エを比較して、特許出願の拒絶査定不服審判での争点になり得ないものとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 進歩性があるか否か。
- イ 特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載があるか否か。
- ウ 要約書の記載に誤記があるか否か。
- エ 発明の単一性があるか否か。

【第30回2級（管理業務）学科試験】

問4

ア～エを比較して、著作物に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア データベースの著作物とは、データベースであって、その素材の選択又は配列によって創作性を有するものをいう。
- イ 編集著作物とは、編集物であって、その情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するものをいう。
- ウ 美術の著作物には、美術工芸品が含まれる。
- エ 映画の著作物には、映画の効果に類似する視覚的又は視聴覚的效果を生じさせる方法で表現され、かつ、物に固定されていない著作物が含まれる。

問5

ア～エを比較して、特許法及び独占禁止法に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア ライセンスを受けた者のなした改良発明について取得した特許権を、ライセンスを許諾した者へ帰属させることを義務づけることは、独占禁止法に違反しない。
- イ 独占禁止法に違反すると思われる特許ライセンス活動について、公正取引委員会の措置を求めることができるのは、利害関係人に限られる。
- ウ 特許権に係る実施権のライセンスの期間終了日を、ライセンス対象の特許権の満了日より後に設定して実施料の支払義務を課すことは、独占禁止法に違反しない。
- エ パテントプールは、複数の特許権者からのライセンスの取得を容易にするが、その運用方法によっては、独占禁止法に違反することがある。

問6

ア～エを比較して、特許権に係る実施許諾契約について、通常実施権者が契約内容を履行しない場合の対応に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 裁判所に対して、契約内容を強制的に履行することを請求することができない。
- イ 通常実施権者に対して、債務不履行に基づく損害賠償を請求することができない。
- ウ 契約を解除することにより、契約が初めからなかったものとするができる。
- エ 裁判所に対して、不法行為に基づく損害賠償を請求することができる場合はない。

問7

ア～エを比較して、IPランドスケープの業務に関する次の文章の空欄〔1〕～〔2〕に入る語句の組合せとして、最も適切と考えられるものはどれか。

IPランドスケープの業務には、以下のものがある。

- ・知財情報と〔1〕情報を統合した自社分析、競合分析、市場分析
- ・企業、技術ごとの知財マップ及び市場ポジションの把握  
(中略)
- ・知財デューデリジェンス
- ・潜在〔2〕の探索を実施し、自社の将来的な市場ポジションを提示する。

- ア 〔1〕=秘密 〔2〕=侵害者  
イ 〔1〕=市場 〔2〕=顧客  
ウ 〔1〕=秘密 〔2〕=顧客  
エ 〔1〕=市場 〔2〕=侵害者

問8

ア～エを比較して、二次的著作物に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 二次的著作物の著作権侵害に対しては、二次的著作物の著作権者だけが権利行使をすることができ、原著作物の著作権者は権利行使をすることができない。
- イ 原著作物の著作者は、その二次的著作物について氏名表示権を有する。
- ウ 二次的著作物とは、著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物をいう。
- エ 二次的著作物を利用する場合、原著作物の著作権者の許諾が必要となる場合がある。

問9

ア～エを比較して、特許権の侵害に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 他人の特許権を侵害する製品を無償で頒布する行為は、無償であるので特許権の侵害とならない。
- イ 他人が無断で試験又は研究のために特許発明を実施している場合には、特許権者はその行為に対して特許権を行使することができる。
- ウ 侵害のおそれがあるだけであって、実際に特許権の侵害行為がない場合には、差止請求をすることはできない。
- エ 特許権を侵害する製品を購入し、家庭で使用する行為は、特許権の侵害とならない。

【第30回2級（管理業務）学科試験】

問10

ア～エを比較して、特許調査の目的に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 先の特許出願を確認しておくことにより、新しい研究開発のテーマの手掛かりを見つけるために行う。
- イ 特定技術分野における通常実施権の件数を調査し、その技術分野における競合他社のライセンスの収入額を推定するために行う。
- ウ 自社でこれから開発しようとする製品技術が既に他社で開発済みかどうかを調べることで、重複研究、重複投資を回避するために行う。
- エ 競合他社の過去の出願傾向を調査することで、その会社の研究や事業における将来動向を予測するために行う。

問11

ア～エを比較して、商標が有する機能として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 商品やサービスの出所を表示する機能
- イ 商品やサービスに関する印象を保証する機能
- ウ 商品やサービスを広告宣伝する機能
- エ 他人の商品やサービスと区別する機能

問12

ア～エを比較して、著作者に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 著作者とは、著作物を創作する者をいう。
- イ 著作者と著作権者が異なることがある。
- ウ 映画の著作物の著作者とは、その映画の著作物において翻案され、又は複製された小説、脚本、音楽その他の著作物の著作者をいう。
- エ 著作物の原作品に、実名が著作者名として通常の方法により表示されている者は、その著作物の著作者と推定される。

【第30回2級（管理業務）学科試験】

問13

ア～エを比較して、特許法における新規性に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許出願前に日本国内で開催された博覧会で展示された発明について、特許を受けることはできない。
- イ 特許出願前に外国において公然実施された発明について、特許を受けることはできない。
- ウ 特許出願前に電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明について、特許を受けることができる。
- エ 特許出願後出願公開前に外国において頒布された刊行物に記載された発明について、特許を受けることができる。

問14

ア～エを比較して、特許権に係る実施権に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許権者は、2人以上の異なる者に対して設定範囲が重複した複数の専用実施権の設定をすることができない。
- イ 特許権者は、通常実施権を許諾した後で特許権を放棄するときには、その通常実施権者の承諾を得なければならない。
- ウ 通常実施権が許諾された場合には、当該通常実施権は、登録しなければ効力を発生しない。
- エ 許諾による通常実施権者は、特許権者の許諾を得ない場合であっても、その通常実施権を他人に移転できることがある。

問15

ア～エを比較して、商標又は商品・役務の類否に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 商品・役務の類否は、政令で定める商品及び役務の区分が同じかどうかで判断される。
- イ 商標の類否は、一般の取引者や需要者を基準に判断される。
- ウ 商標の類否は、外観、称呼、観念の各要素に基づいて総合的に判断される。
- エ 類似群は、互いに類似関係にある商品等を1つのグループとしてまとめたもので、同じ類似群の商品・役務は原則として互いに類似するものと推定される。

【第30回2級(管理業務)学科試験】

問16

ア～エを比較して、著作権者人格権について、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 著作権が譲渡されても、それに伴って著作権者人格権は譲渡されない。
- イ 未公表の著作物に係る著作権を譲渡した場合、著作権の譲受人がその著作物を公表することについて同意したものと推定される。
- ウ 共同著作物の著作権者人格権は、著作権全員の合意によらなければ、行使することができない。
- エ 著作物の題号を変更しても、その作者の同一性保持権を侵害することはない。

問17

ア～エを比較して、契約が成立する時期として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 契約内容の交渉を開始した時
- イ 契約書を作成する前に、申込みに対して口頭で承諾した時
- ウ 契約書に署名捺印をした時
- エ 契約書の内容に基づき債務の履行を開始した時

問18

ア～エを比較して、不正競争防止法に規定する不正競争行為に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 他人の商品等表示が周知になる前からそれと同一又は類似の商品等表示が使用されていた場合、不正競争行為を理由とした損害賠償請求の対象になることはない。
- イ 需要者の間に広く知られている自己の商品の包装と類似する包装を使用した他人の商品が販売され、自己の商品との間に混同が生じていた場合、不正競争行為を理由としてその販売の差止めを請求することができる。
- ウ 商標登録が認められなかった商標の使用は、不正競争行為を理由とした損害賠償請求の対象とならない。
- エ 商品等表示の類似性の判断においては、たとえ、全体的な印象に顕著な差異がなく、時と場所を変えて観察したときには誤認の可能性があっても、商品を同時に並べて注意深く観察したときに差異が発見されるのであれば類似とはいえない。

【第30回2級（管理業務）学科試験】

問19

ア～エを比較して、特許出願に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許出願についての出願公開は、出願公開請求されたものに限られる。
- イ 特許出願の際の願書には、図面を添付しなければならない。
- ウ 特許出願人の請求により、特許出願の書誌事項が出願公開された後に、一定期間明細書等の記載内容を秘密にしておくことはできない。
- エ 特許出願人の請求により、出願審査請求を取り下げることができる。

問20

ア～エを比較して、特許協力条約（PCT）に基づく国際出願に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 国際予備審査は、国際調査とは異なり、出願人の請求によりなされる。
- イ 国際調査報告を受け取った出願人は、所定の期間内に国際出願の明細書及び図面について、1回に限り補正をすることができる。
- ウ 国際調査機関の見解書は、国際公開時に公開されることはない。
- エ 国際出願をしようとする者は、自国の特許庁のみに出願をすることができる。

問21

ア～エを比較して、わが国の著作権法で保護される著作物等に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 国は、法令について複製権を専有する。
- イ 事実の伝達にすぎない時事の報道は、著作物として保護されない。
- ウ 外国で発行された著作物は、日本国民が創作したものであっても保護されない。
- エ 外国人が創作した著作物は、日本国内で著作権の登録をしなければ保護されない。

問22

ア～エを比較して、意匠登録出願に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 意匠登録出願は、意匠登録出願の日から3カ月を経過したときに出願公開がされる。
- イ 意匠は図面によって具体的に特定されるので、拒絶理由通知に対して意見書を提出することはできるが、手続補正書を提出することはできない。
- ウ 意匠に係る物品の形状がその物品の有する機能に基づいて変化する場合において、その変化の前後にわたるその物品の形状について、意匠登録を受けることができる。
- エ 1つの物品に対して、部分意匠と全体意匠の2つの意匠登録を受けるためには、同一の出願人が同日に、両意匠について意匠登録出願をしなければならない。

問23

ア～エを比較して、模倣品や海賊版対策に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権等の権利を有していなくとも、貨物の輸入を防ぐことができる場合がある。
- イ 育成者権を侵害する物品について、関税法に規定する「輸入してはならない貨物」に該当するとして、侵害品の輸入を防ぐことができる場合がある。
- ウ 税関においては職権で知的財産侵害物品を差し止めるため、特許権者等の権利者が事前に税関長に証拠を提出し、認定手続をとるように申立てをすることはできない。
- エ 輸入しようとする貨物が関税法に規定する「輸入してはならない貨物」に該当する知的財産侵害物品であると税関長が思料する場合、認定手続をとった後、税関長は当該貨物を廃棄することができる。

問24

ア～エを比較して、特許権に係る先使用権に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許権者は、先使用権を有する者に対して、実施料を請求できる。
- イ 特許権に係る特許出願の出願時に、第三者が特許出願に係る発明を秘密状態で実施している場合でも、先使用権が認められることがある。
- ウ 特許権に係る特許出願の出願時に、第三者が特許出願に係る発明の実施を準備している場合でも、先使用権が認められることがある。
- エ 海外においてのみ特許出願に係る発明を実施している場合、先使用権は認められない。



問25

ア～エを比較して、特許協力条約（PCT）に基づく国際出願に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許協力条約（PCT）は、国際出願からその審査及び権利化までを国際的に統一して行うことを目的とする。
- イ 特許協力条約（PCT）は、各締約国毎に異なる特許出願に係る方式的な手続を統一する条約である。
- ウ 国際出願をする場合は、パリ条約に規定されている制度を利用することはできない。
- エ 日本国特許庁を受理官庁とする英語による国際出願をした場合には、国際調査は必ず欧州特許庁（EPO）が行う。

問26

ア～エを比較して、登録異議の申立て又は商標登録無効審判に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 商標登録が商標法第3条第1項第2号（慣用商標）の規定に違反してされたとき、当該商標権の設定登録の日から3年を経過した場合には、商標登録無効審判を請求することができない。
- イ 商標登録が商標法第4条第1項第11号（先願先登録）の規定に違反してされたとき、利害関係人のみが、商標登録無効審判を請求できる。
- ウ 登録異議の申立てを行い、登録維持の決定がされた後は、同一の商標登録に対して、商標登録無効審判を請求することができない。
- エ 商標掲載公報の発行の日から3カ月以内に限り、何人も、登録異議の申立てをすることができる。

問27

ア～エを比較して、弁理士の業務に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 弁理士、特許業務法人又は弁護士でない者が、他人の求めに応じて報酬を得て、業として特許出願手続についての代理を行った場合であっても、刑事罰の適用はない。
- イ 特許業務法人に所属する弁理士が、特許権者から依頼された特許無効審判に関する手続代理等について自ら担当者として関与していなかった場合、別の特許業務法人への移籍後に当該無効審判請求人から依頼を受けたときは、この事件に関与することができない。
- ウ 弁理士は、特許法に規定されている審決等取消訴訟について、単独で訴訟代理人となることができない。
- エ 他人の求めに応じて報酬を得て、業として特許料の納付手続を行うことは、弁理士でなくてもすることができる。

【第30回2級（管理業務）学科試験】

問28

ア～エを比較して、著作権等の侵害に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 著作権を侵害した者は、その侵害行為について過失があったものと推定される。
- イ 法人の従業者が、その法人の業務に関して著作権を侵害した場合、行為者が罰されるほか、その法人に対して罰金刑が科されることがある。
- ウ 著作者人格権を侵害した場合に、刑事罰の適用を受ける場合がある。
- エ 共同著作物の著作権者は、他の著作権者の同意を得ずに、差止請求をすることができる。

問29

ア～エを比較して、商標登録出願に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 出願に係る商標の指定商品の区分を変更する補正は、正しい区分へ是正する補正であっても、要旨変更となり認められない。
- イ 出願に係る商標が、簡単な図形など、極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標である場合、識別力がない商標として登録を受けることができない。
- ウ 1つの出願に複数の商標が含まれている場合、商標登録出願を商標毎に分割することができる。
- エ 他人の氏名を含む商標については、商標登録を受けることができない場合はない。

問30

ア～エを比較して、特許料の納付に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 設定登録の際に納める特許料は、最初の3年分のみで足りる。
- イ 設定登録の際に納める特許料は、特許査定の際に送達された日から60日以内に納付しなければならない。
- ウ 設定登録の際に納める特許料を納付しない場合、拒絶理由が通知される。
- エ 特許請求の範囲における請求項の数にかかわらず、特許料は一定である。

【第30回2級(管理業務)学科試験】

問31

ア～エを比較して、著作隣接権に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア レコード製作者が有する著作隣接権の存続期間は、そのレコードが発売された時に始まる。
- イ 有線放送事業者が有する著作隣接権の存続期間は、その有線放送が行われた日の属する年の翌年から起算して50年を経過した時に満了となる。
- ウ 放送事業者は、その放送の公衆への放送に際し、氏名表示権を有する。
- エ 実演家は、自己の実演について公表権を有する。

問32

ア～エを比較して、同一の発明について同日に複数の特許出願があった場合、特許を受けられる者として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 複数の特許出願の出願人のうち、出願日の最も早い時刻に特許出願をした者
- イ 複数の特許出願の出願人のうち、協議によって定めた一の出願人
- ウ 複数の特許出願の出願人のうち、最も早く出願審査請求をした者
- エ 複数の特許出願の出願人のうち、最も早く出願内容を公開した者

問33

ア～エを比較して、種苗法に基づく品種登録に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 品種登録の要件として、既存の品種から当業者が容易に創作できない品種であることは必要ではない。
- イ 品種登録を受けようとする者は、所定事項を記載した願書を農林水産大臣に提出しなければならない。
- ウ 1つの品種について、複数の名称を付けて出願することができる。
- エ 出願品種が出願の日から10カ月前に日本国内で業として譲渡されていても、品種登録を受けることができる場合がある。

問34

ア～エを比較して、著作権の存続期間に関する次の文章の空欄〔1〕～〔3〕に入る語句の組合せとして、最も適切と考えられるものはどれか。

著作権の存続期間は著作物の創作の時に始まり、〔1〕の死後50年を経過するまで存続する。無名又は変名の著作物の著作権の存続期間は、その著作物の〔2〕後50年を経過するまで存続し、映画の著作物に係る著作権の存続期間は、その著作物の〔3〕後70年を経過するまで存続する。

- |   |            |          |          |
|---|------------|----------|----------|
| ア | 〔1〕 = 著作者  | 〔2〕 = 公表 | 〔3〕 = 公表 |
| イ | 〔1〕 = 著作者  | 〔2〕 = 創作 | 〔3〕 = 創作 |
| ウ | 〔1〕 = 著作権者 | 〔2〕 = 公表 | 〔3〕 = 創作 |
| エ | 〔1〕 = 著作権者 | 〔2〕 = 創作 | 〔3〕 = 公表 |

問35

ア～エを比較して、意匠登録出願に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 法人の従業者が職務として意匠を創作した場合は、意匠登録を受ける権利は法人に発生し、創作者は法人となる。
- イ 新規性のない意匠は登録を受けられないが、自己の行為に起因して意匠が公知となった場合に、意匠登録を受けることができる場合がある。
- ウ 秘密意匠の請求は、意匠登録出願と同時にする場合に限られる。
- エ 拒絶査定を受けた場合、拒絶査定の謄本送達日から6カ月以内に拒絶査定不服審判を請求することができる。

問36

ア～エを比較して、特許無効審判に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許無効の審決が確定した場合には、審決の確定日から当該特許権が存在しなかったものとみなされる。
- イ 特許無効審判が特許庁に係属している場合であっても、当該特許権に基づいて侵害訴訟を提起することができる。
- ウ 特許権に係る明細書の発明の詳細な説明の記載が、当業者がその発明を実施することができる程度に明確かつ十分に記載されていない場合には、特許無効審判を請求することができる。
- エ 特許無効審判は、利害関係人に限り、請求することができる。

問37

ア～エを比較して、著作権等の侵害に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 著作権を侵害しても、刑事罰が科されることはない。
- イ 著作者の同意を得ずに著作物を公表する行為は、著作隣接権の侵害となる。
- ウ 著作権が侵害された場合、著作権者は、侵害者に対して、差止請求をすることはできるが損害賠償請求をすることはできない。
- エ 著作権が侵害された場合において、著作権登録制度を利用して第一発行年月日を登録しておくことにより、その日に最初の発行があったものとの推定を受けることができる。

問38

ア～エを比較して、商標権の存続期間の更新登録に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 商標権の存続期間の更新登録の申請の際に、商標権者又は使用権者が指定商品について登録商標を使用していない場合には、更新登録を受けることができない。
- イ 自己の責めに帰すべき事由によって商標権の存続期間の更新登録の申請ができる期間が経過した場合であっても、存続期間の満了後の6カ月以内であれば、倍額の登録料を納付して更新登録の申請をすることができる。
- ウ 商標権についての通常使用権が登録されている場合であっても、当該通常使用権者は、その商標権の存続期間の更新登録の申請をすることはできない。
- エ 商標権の存続期間の更新登録の申請は、商標権の存続期間の満了前6カ月から満了の日までの間にしなければならない。

問39

ア～エを比較して、特許出願に対する拒絶査定不服審判に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 審判請求と同時に図面について補正した場合には、審査官が審査を行う。
- イ 拒絶審決に対して不服がある場合には、さらに東京高等裁判所又は大阪高等裁判所に出訴することができる。
- ウ 審判の審理は、1人の審判官又は2人の審判官の合議体で行う。
- エ 拒絶査定に対する審判の請求は、拒絶査定の通知があった日から30日を経過した後はできない。

問40

ア～エを比較して、著作権に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 口述権とは、言語の著作物を公に口述する権利である。
- イ 貸与権とは、著作物をその複製物の貸与により公衆に提供する権利である。
- ウ 頒布権とは、映画の著作物をその複製物により頒布する権利である。
- エ 展示権とは、発行された写真の著作物を公に展示する権利である。

【第30回知的財産管理技能検定】

【2級学科】

番号	正解
問1	エ
問2	イ
問3	ウ
問4	ウ
問5	エ
問6	ウ
問7	イ
問8	ア
問9	エ
問10	イ
問11	イ
問12	ウ
問13	ウ
問14	ウ
問15	ア
問16	エ
問17	イ
問18	イ
問19	ウ
問20	ア
問21	イ
問22	ウ
問23	ウ
問24	ア
問25	イ
問26	イ
問27	エ
問28	ア
問29	イ
問30	ア
問31	イ
問32	イ
問33	ウ
問34	ア
問35	イ
問36	ア
問37	エ
問38	ア
問39	ア
問40	エ